

案件名：「清瀬市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び運営基準並びに介護予防の支援方法に関する条例（案）に対する意見

平成25年2月1日(金)から平成25年2月15日(金)までの間、清瀬市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び運営基準並びに介護予防の支援方法に関する条例（案）に対する意見募集を行った結果、1人の方から1件の意見が提出されました。1件をパブリックコメントとして取り扱います。

受付期間：平成25年2月1日(金)から平成25年2月15日(金)

健康福祉部高齢支援課介護サービス係

No.	受付日	受付方法	意見等の概要	回答
1	2月5日	メール	高齢化が進む中、介護保険施設を利用したくても、施設の人員不足や費用負担の関係から、利用できない状況が発生しています。今こそ地域が丸となって、快適で住みやすい「清瀬市」の構築を望んでいます。	清瀬市では、高齢者施策の充実・強化をするために、平成24年度から平成26年度を計画期間とする、清瀬市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定しています。 計画に基づいて、高齢者が安心して住みやすい「清瀬市」の実現に向けて施策を展開していきたいと考えております。現在、低所得者でも入所や通いのできるような、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護（通いと泊まることのできる施設）の整備に向けて施設整備計画を進めています。